

# アップル社の税務戦略について

山田 有人

## I はじめに

欧米では、多国籍企業の「節税」に対する批判が急速に高まっており、各国政府においても、財政上の重要な問題となっている。

例えば、グーグル社は、アイルランド経由で数十億円ユーロを節税し、アマゾン社は、ルクセンブルクなどに利益を移転している、と報じられている<sup>1</sup>。また、スターバックス社は、累計30億ポンド（約4700億円）の売上高を計上したにもかかわらず、低税率国であるスイスやオランダに利益を移転し、英国での法人税の支払いが860万ポンドしかなかったと批判されている<sup>2</sup>。

これらの多国籍企業に対する批判の多くは、企業が最大の利益を確保するために、低税率国に所得を移動させて、本国における税負担を軽減させる国際的組織再編の仕組みにある<sup>3,4</sup>。

2012年6月のOECD租税委員会本会合においても、米国から「税源浸食と利益移転」が法人税収を著しく喪失させている点を憂慮しているとの問題提起がなされ、OECDにおいてワーキング・パーティとは別に、「BEPS<sup>5</sup>プロジェクト」として開始され、2013年2月には、「BEPS報告書」が、同年7月には「BEPS行動計画」が公表され、非常に早い展開の取組みとなっている。現在「BEPS行動計画」の15のアクションプランに基づいて、OECDを中心に関係諸国においては、2014年及び2015年を目途に、具体的な検討が進められている。

さらに、米国議会上院は、その報告書において、アップル社が2009～2012年で740億ドル（約7兆6000億円）の海外利益を低税率国のアイルランドに集め、「税金逃れ」をしていると指摘した<sup>6</sup>。それに対して、アップル社の最高経営責任者（CEO）のティム・クック氏は、米国上院公聴会<sup>7</sup>で、「(タックス・ヘイブンの) ケイマン諸島などは使っていません。支払うべき税金は全て支払っている」と、米国での売上については米国で税金を支払っていることを強調

<sup>1</sup> 日本経済新聞朝刊2012年12月8日

<sup>2</sup> 不買問題につながったため、スターバックス社は今後2年間で2000万ポンド（約30億円）の法人税を自主的に納めるとした。

<sup>3</sup> 富岡幸雄（2014）「グローバル時代の税逃れへの国家連帯による挑戦—無国籍企業と国家主権の限りなき闘い」『表現者』第53号。

<sup>4</sup> 本庄資（2011）「オフショア事業・投資拠点とオフショア・タックス・ヘイブンの間に介在する『導管国（a conduit country）をめぐる国際課税—実効税率引き下げ競争に利用されるサンドイッチ・スキーム』税大ジャーナル17号。

<sup>5</sup> BEPSとは、「Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）」の頭文字をとったものである。

<sup>6</sup> 日本経済新聞朝刊2013年6月3日

<sup>7</sup> US SENATE, 2013年5月21日

した。しかし、下記の表のように、米国の法定実効税率40.75%に対して、アップル社の実際の実効税率は、法定実効税率よりもかなり低く推移しているのが現状である。

アップル社の実効税率 (%)

年度	2010	2011	2012	2013
実効税率	24.42	24.22	25.16	26.15

(出所) Apple Inc. Annual Report Form 10-K

米国に限らず、多くの先進諸国においては、このような国際的な課税回避行為に対処する税制を備えており、その代表的なものが、移転価格税制及びタックス・ヘイブン対策税制である。

通常、企業がどのような手法で、このような税制の規制を回避しているかは、トップ・シークレットであり、第三者がそれを容易に知ることはできない。したがって、アップル社の税務戦略の実態を詳しく分析している米国議会上院報告書<sup>8</sup>は、企業の税務戦略を研究する者には、超一級の資料であり、また、日本企業が望ましい税務戦略の手法を構築するためにも非常に参考になるものである。

本稿は、同報告書を参考に、アップル社が具体的にどのようなスキームに基づき、移転価格税制及びタックス・ヘイブン対策税制といった、米国税制による網の目をくぐり抜けているかを検討し、日本企業にとって参考にすべき事項を抽出していくことを目的にする。

## II アップル社の税務戦略

### 1. アップル社の概要

同報告書によれば、アップル社 (Apple Inc.) の概要を、以下のようにまとめている。

- ・米国カリフォルニア州クパチーノに本社を置いている。
- ・1977年1月3日に、カリフォルニア州法人として設立され、証券取引所に30年以上も上場されている。
- ・現在の取締役会会長は、アーサー・D・レヴィンソン博士であり、最高経営責任者 (CEO) はティム・クックである。
- ・コンピュータ、携帯電話、個人用ハイテク用品のデザイン及び販売に特化した、テクノロジー企業である。
- ・パソコン、携帯電話及び関連機器の売上高は、同社グループのビジネスの95%を占めており、残りの5%は、関連するソフトウェアとデジタル・メディアの販売である。
- ・同社グループは、全世界で約80,000人の従業員を雇用しており、うち米国の雇用は52,000人である。米国の従業員には、10,000人のアドバイザーと26,000人の小売用の従業員が含まれている。
- ・2012年度の証券取引委員会 (SEC) 向け年次報告書で、同社グループは、1,565億ドルの売上高、417億ドルの純利益の報告をしている。また、一株当たり利益は、44.15ドルである。

<sup>8</sup> United States Senate Permanent Subcommittee on Investigations (2013), EXHIBITS Hearing On *Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code Part 2 (Apple Inc.)* May 21, 2013

- ・ 米国を含む北米・南米向けビジネスは、米国の親会社が事業を展開しているが、欧州、中東、インド、アフリカ、アジア等の残りの地域は、アイルランドの子会社が事業を展開している。
- ・ Apple製品の研究開発は、主として米国で行われるのに対して、素材や部品は世界中から調達されている。
- ・ 完成品は、典型的には、中国のサード・パーティによって組み立てられ、米国及びアイルランドの物流センターを経由して世界中に供給されている。

## 2. アップル社の歴史

また、同報告書によれば、アップル社の税務問題と関連する同社の歴史を、以下のようにまとめている。

- ・ 同社は、個人用コンピュータを設計・販売することを目的に、スティーブ・ジョブズ、スティーブ・ウォズニアク、ロナルド・ウェインによって、1976年に設立された。
- ・ 1970年代後半には、欧州でのプレゼンスを拡大することを決め、1980年の夏に、いくつかのアイルランドの関連会社を設立した。
- ・ アップル社は、Apple Operations Europe (AOE) 及びその子会社である Apple Sales International (ASI) のアイルランド関連会社の2社と、コスト・シェアリング契約を締結した。
- ・ 当該コスト・シェアリング契約によると、これらのアイルランド関連会社は、アップル社の研究開発費の一部を負担することと引き換えに、知的財産が使用できる経済的権利を付与された。
- ・ 1980年の時点では、アイルランド関連会社は、欧州向けの製品の製造をしていた。
- ・ アップル社は、1980年12月に、ニューヨーク証券所に上場する。
- ・ 1980年代及び1990年代には、製造ラインを拡大した。研究開発の大半は、米国で実施されていたが、その製造は、米国のカリフォルニアとアイルランドのコルクの両方で行われた。
- ・ 1990年代後半に、同社グループは、数十億ドルの損失を2年連続で発生させ、1996年と1997年には、深刻な財政難を経験した。これに対応して、製造ラインの多くを排除し、海外業務の効率化及び再編を実施した。また、ほぼ全ての完成品の組み立てを、中国のサード・パーティに委託することにした。
- ・ 財務管理を、5つのサービス・センターに統合し、150以上の銀行口座を廃止し、国外の余剰資金をアイルランドの関連会社に統合する方針を確立した。
- ・ 2011年現在、約1,020億ドルの現金及び現金同等物と約1,450億ドルの市場性のある有価証券を米国外に保有している。

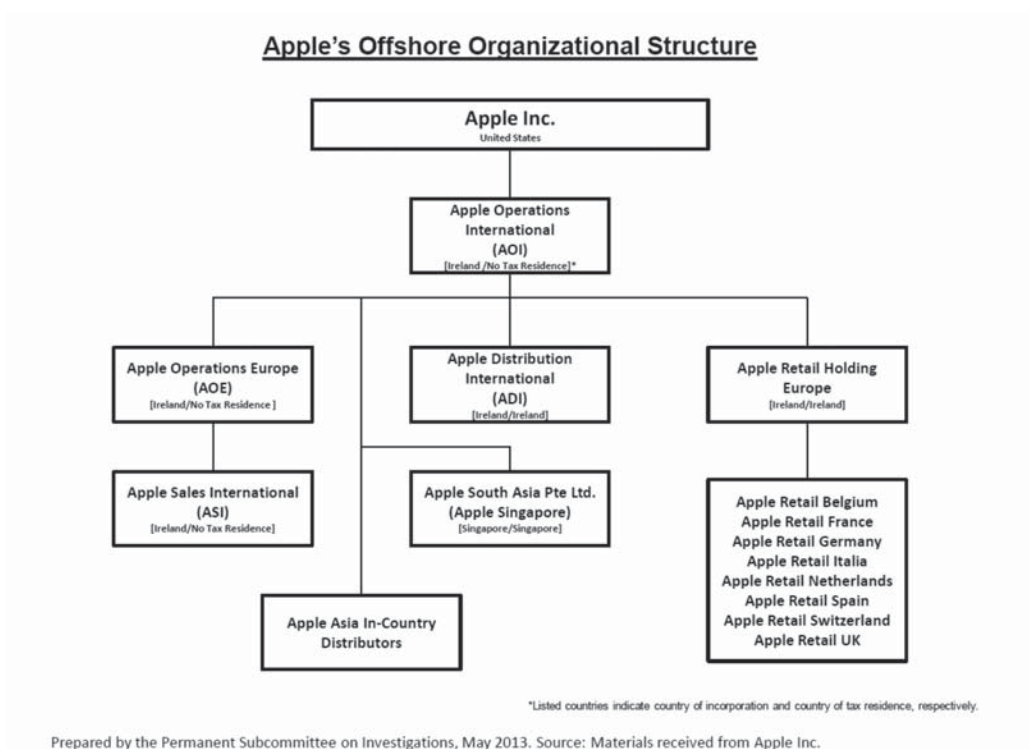
## 3. アイルランドの低税率の享受

同社の主要な海外子会社は、アイルランドにある。その主な理由は、アイルランド政府が提供する低い法人税率にある。アイルランドの法定税率は12パーセントであり、それは既に十分に低税率であるが、同社のアイルランド関連会社は、特別な税率の提供を受けており、直近10年間、アイルランド政府との交渉を通じて、この特別な法人所得税率は2%以下であったと小委員会で語っている<sup>9</sup>。

---

<sup>9</sup> Information supplied to the Subcommittee by Apple, PSI-Apple-02-0004.

アイルランドにおける現在の組織構造は、以下のチャートに示されている。



### (1) Apple Operations International (AOI)

AOIは、同社グループの海外子会社のほとんどを直接・間接に保有する持株会社である。

AOIは、アイルランドに所在するその他のアップルの関連会社と同一のメールアドレスを共有しているが、創業以来物理的な存在を有していない。また、3人の取締役はいるが、従業員は存在しない。2人の取締役はカリフォルニア州に居住し、同社グループの他の会社の役員等を兼務している。1人の取締役のみが、アイルランドに居住している。

AOIの取締役会は、ほとんど米国で行われ、AOIの保有する資産は、他の子会社の従業員によって管理されており、AOIの機能は、全て米国で管理されていると言える。

2009年から2012年の4年間で、AOIの純所得は同社グループ全体の30%にまで達している。AOIは1980年にアイルランドに設立されたが、アイルランドまたはその他の国においても税務上の居住者の宣言をしていないので、過去5年間において、いかなる国においても法人所得税を支払っていない。米国税法上は、法人の設立場所で、税法上の居住地が決定されるが、アイルランドの税法上は、税務上の居住地を決定するために、管理・支配基準が採用されているためである。

### (2) Apple Sales International (ASI)

ASIの担当する市場は、欧州、中東、アフリカ、インド、アジアであり、ASIとその親会社であるAOEは、アップル社（Apple Inc.）と締結したコスト・シェアリング契約により、担当地域のApple製品に関する経済的な知的財産権を保有する。グループの有する知的財産の法的

権利は、米国のアップル社が唯一の所有者であるが、コスト・シェアリング契約により、これらのアイルランドの関連会社に、欧州、中東、アフリカ、インド、アジアで販売される Apple 製品に関する知的財産の経済的権利の所有を認めている。

AOIのみならず、ASIも、アイルランドで設立されたにもかかわらず、アイルランド国外で管理・支配が行われているので、アイルランド税法上の居住要件を満たしていない。

2012年以前、ASIは、AOIのように、従業員を有さず、取締役の過半数がアップル社の従業員で占められ、ほとんどの取締役会はカリフォルニアにおいて行われた。

2012年のアイルランドにおける子会社の再編成により、ASIは250人の従業員が割り当てられたが、それらの新しい従業員を獲得したにもかかわらず、ASIは、その管理と支配がアイルランド国外にあるものとして、アイルランド税法上、居住者でないという立場を維持している。

アイルランド税務上の居住者ではないとの立場にもかかわらず、ASIはアイルランドにおける一定のプレゼンスに関連して、アイルランドの法人税申告書を提出し、その所得に対して最小限の税金を支払っている。例えば、2011年には、ASIは220億ドルの全世界所得に対して、1千万ドルの税金を支払っている。2010年にも、ASIは収入120億ドルの所得に対して700万ドルの税金を支払っている。これらの納税は、ASIの所得に比べると非常に低額であり、アイルランド国内の顧客への売上に関連する所得に対してのみ納税をしたということであった。

2009から2012年の4年間で、ASIの収入は約740億ドルで、このような極めて少額なアイルランドの税金を負担するのみで、その所得は、親会社であるAOEへ配当という形で送金されている。米国議会上院報告書でも、AOI等は「二重非課税」に近い状態にあることが指摘されている。

#### 4. 移転価格税制とコスト・シェアリング契約

米国は、世界でも最も移転価格税制の執行が厳しい国であり、米国の法人に帰属すべき所得を簡単に国外のグループ法人に移転することを認めていない<sup>10</sup>。これに対してアップル社は、研究開発の開始段階より、アイルランドの関連会社との間にコスト・シェアリング契約を締結し、移転価格税制の規制を逃れて、国外に所得を移転することに成功している。

コスト・シェアリング契約とは、日本の移転価格事務運営要領<sup>11</sup>によれば、「費用分担契約とは、特定の無形資産を開発する等の共通の目的を有する契約当事者（以下「参加者」と言う）間で、その目的の達成のために必要な活動（以下「研究開発等の活動」と言う）に要する費用を、当該研究開発等の活動から生じる新たな成果によって各参加者において増加すると見込まれる収益又は減少すると見込まれる費用（以下「予測便益」と言う。）の各参加者の予測便益の合計額に対する割合（以下「予測便益割合」と言う）によって分担することを取り決め、当該研究開発等の活動から生じる新たな成果の持分を各参加者のそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約」であり、研究開発費の費用を分担すれば、その経済的持分を取得することが可能となる。

アップル社は、アイルランドの関連会社とコスト・シェアリング契約と関連する移転価格の取り扱いを通して、米国の税金を削減している。この税務戦略に関連する3つの主要関連会社

<sup>10</sup> IRC Section 482.

<sup>11</sup> 移転価格事務運営要領2-14 (<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/010601/02.htm>)



は、ASI、その親会社であるAOE、及び、Apple Distributions International (ADI) である。これらの3つの関連会社は、アイルランドにあり、同じメールアドレスを共有している。

アップル社と研究開発に関するコスト・シェアリング契約の当事者であるという事実から、Apple製品に関する知的財産の経済的権利の共同所有権を与えられ、ASIとAOEは、Appleビジネスの重要な分け前を最初からもらうことが可能となる。

2012年の時点で、AOEは約400人の従業員を有しており、アイルランドのコークに欧州向けの製品の製造を限定的に行っている。また、2012年の時点で、ASIにも同社グループの他の生産活動を管理する約250の従業員を移動させた。ASIは中国のサード・パーティである組み立てメーカーと契約し、これらの従業員が監督業務を行っている。また、この契約により、ASIは完成されたApple製品の最初の購入者となる。

ASIは、欧州、中東、アフリカ、インド向け販売のためにADIへ、また、アジア、太平洋地域向け販売のためには、Appleシンガポールに、当該完成品の再販売を行っている。

ASIが再販売から得た利益は、配当金としてAOEに送られ、さらに、AOEからAOIへ配当金として送られる。

### (1) コスト・シェアリング契約

コスト・シェアリング契約により、アップル社とASIは、Appleの製品の開発によって得られた知的財産の経済的権利を分割している。アップル社は、研究開発活動の費用の全額をいったん負担するが、次に、アップル社とASIは、それぞれが担当する地域で計上される製品の売上の比率に基づいて、負担すべき費用の負担をする。2011年に、同社グループの全世界売上の約40%は米国で生じ、残りの約60%はその他の地域から生じていた。同年、米国で行われたApple製品の研究開発の費用総額は24億ドルで、アップル社とASIが、担当する地域の売上の割合に基づいて、ASIが14億ドルを、アップル社が10億ドルの費用を負担している。

### (2) 流通の仕組み

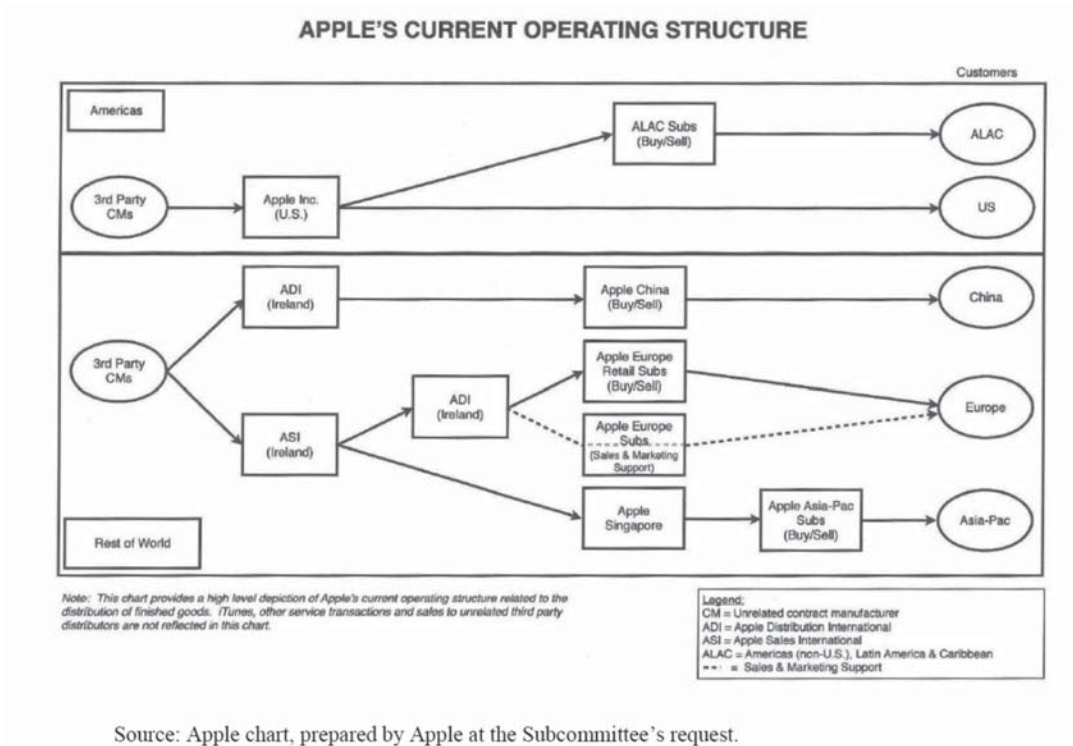
Apple製品の大部分の完成品は、ASIとの契約により、中国のサード・パーティによって組み立てられる。実際のASIに代わってそれらの契約の交渉し、実際に署名する人物は、米国に拠点を置くアップル社の従業員であるASIの取締役である。

ASIは、完成品の最初の所有権を取得した後、ほとんどの場合、当該完成品を物理的に所有にすることなく、適切な販売担当子会社に転売する。例えば、欧州での販売については、ASIは中国のサード・パーティから購入した完成品をADIに再販売する。ADIは、欧州各国にある小売子会社や、サード・パーティの再販業者や、インターネットの顧客に、直接転売する（具体的な流通の仕組みは、下記のチャートを参照）。

### (3) 所得の国外移転に関して

知的財産権および物流の仕組みを構造化することで、同社は、米国以外の地域に関連する知的財産から生じる所得に対する米国の課税を回避している。

ASI及びAOEと締結したコスト・シェアリング契約は、米国の税負担を低減する重要な要素となっているが、Apple製品の無形価値の源泉である研究開発の大部分は、米国で実施されており、コスト・シェアリング契約に基づいてアイルランドに知的財産権は譲渡されるが、そ



の行為は同社グループのビジネスには、何の影響も与えていない。したがって、コスト・シェアリング契約は、一切のリスクや便益をシフトさせてないで、多国籍企業であるアップル社の納税義務の場所をシフトさせる、名目上の手法に過ぎないと言える。

ほぼ全ての研究活動は、カリフォルニアでアップル社の従業員によって行われている。エンジニアや製品設計の専門家、技術専門家の大半は、物理的にカリフォルニアで勤務しており、ASIやAOEの従業員は、全体の1%未満のR & Dにしか関与していない。2011年においては、Apple全体のR & Dの95%が米国内で行われ、コスト・シェアリング契約は、共同研究というより、事実上単なる費用の付け替えの性格しか有していない。

極めて限定的な研究開発活動しか行っていないにもかかわらず、ASIには、コスト・シェアリング契約により、ASIを起業家的の投資に対する権利が与えられる。2009年から2012年の4年間で、ASIは、約50億ドルの費用を負担したが、740億ドルの税引前利益を得ている。その比率は、15倍以上になっている。一口で言えば、ASIは研究開発費の負担金を遥かに超える所得を得ている。これと比較して、同じ4年間で、アップル社は、コスト・シェアリング契約により40億ドル支払ったが、290億ドルの所得しか得ておらず、その比率は7倍に留まり、ASIより遥かに低い倍率になっている。

### 5. タックス・ハイブン対策税制とチェック・ザ・ボックス規制

上記のように、コスト・シェアリング契約により、知的財産の生み出す所得の一部を低税率のアイルランドの関連会社に移転することが可能となっても、米国には軽課税国に関連会社を設立することによる「課税逃れ」を防ぐために、タックス・ハイブン対策税制（サブパートF

規定)<sup>12</sup>がある。同税制においては、子会社での留保所得は親会社に配当をしたとみなされて、親会社で合算課税がされる。同社は、サブパートF規定対策として、追加的な措置を講じている。

サブパートF規定の目的は、企業の税負担を低減するために、実質的な経済活動に従事することなく、タックス・ヘイブンを所在する関連会社に所得を移転することを防ぐことである。同社が回避したサブパートF規定の対象となりえた所得は、以下の2種類である。

① Foreign Base Company Sales (FBCS) 所得<sup>13</sup>

そこに所得を集中させることが、低税率を求める以外に、ビジネス上の理由がない国外関連者に留保された所得を言い、ASIが得る販売収入がこれに当たる。

② Foreign Personal Holding Company (FPHC) 所得<sup>14</sup>

配当、使用料、手数料、および利息のような、受動的国外所得を言う。

2009年から2012年の4年間合計で、同社は、「チェック・ザ・ボックス」規制による税制の抜け穴を利用して、440億ドルの国外所得をサブパートF課税から回避している。

チェック・ザ・ボックス規則とは、(i) それ自体を課税客体である法人にするか、(ii) 他の法人の支店にするかを、納税者自らが選択できる米財務省規則の通称である。同規制は、米国においては各州法のもとで様々な企業体が創出される可能性が高いことや、法律の異なる外国へ進出した場合に、税制上の扱いを明確・単純にするために作られたものである<sup>15</sup>。

(1) FBCS所得課税の回避

FBCS所得規則は、国外関連者が、当該国外関連者が所在する国以外で、当該国外関連者以外の者によって製造された動産の購入し、当該国外関連者が所在する国以外に所在する関連者に販売する場合に適用される。

ASIは、一切の製造行為をせず、中国のサード・パーティから購入した製品を、物理的に保管することもなく、国外の関連会社に、所有権の販売のみを行っている。しかも、このような方法でアイルランドに留保された所得に対しては、アイルランド政府との交渉によって、非常に低率な税率による課税しか受けていない。ASIに留保された所得は、そこに所得を集中させることが、低税率を求める以外にビジネス上の理由がない所得に該当し、FBCS所得となる。

しかしながら、アップル社は、チェック・ザ・ボックス規則の抜け穴を利用して、FBCS所得課税を回避している。チェック・ザ・ボックスの規則によると、米国の多国籍企業は、特定の海外子会社を、独立した法人として扱わず、代わりに上位階層の子会社の一部（支店）として扱うことを選択することができる。当該選択が行われた場合、米国の税法では、単一のエンティティの範囲内では取引を認識しないことになるため、子会社間の取引が消去されることになる。

同社は、AOI傘下の全ての子会社をAOIの支店として扱うことを選択している（下記

<sup>12</sup> Subpart F条項は、1962年から有効となり、IRC Sections 951 から 965 に規定されている。

<sup>13</sup> IRC Section 954(a)(2).

<sup>14</sup> IRC Section 954(c).

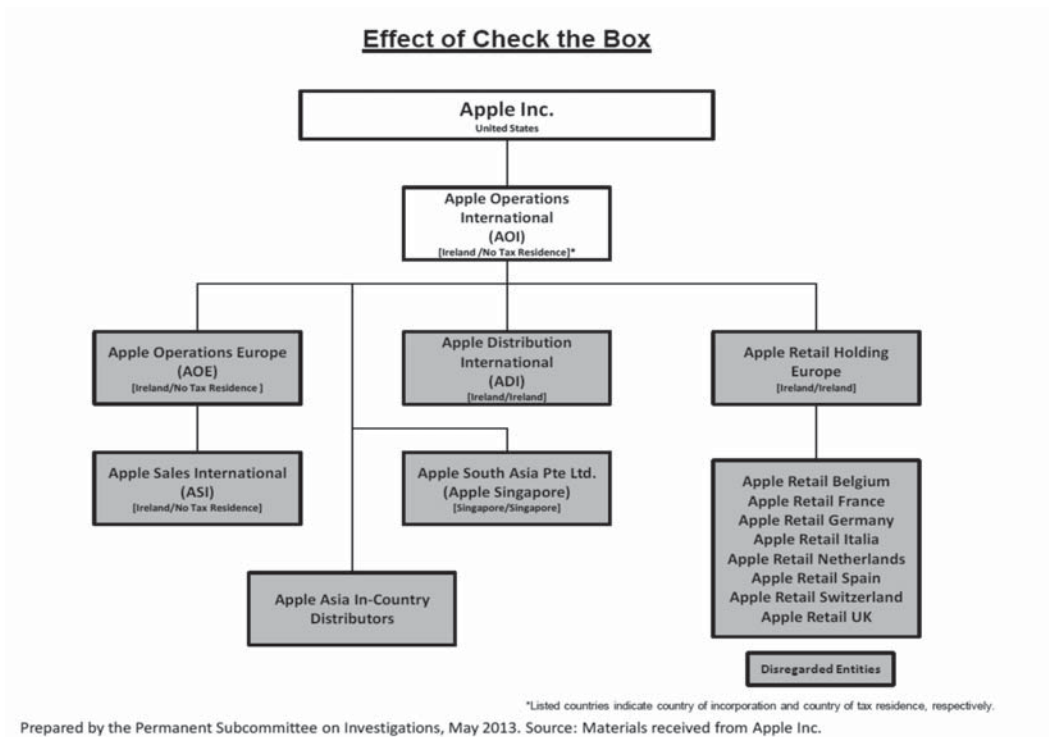
<sup>15</sup> チェック・ザ・ボックス規則のもとでは、例外的な企業以外の企業体 (eligible entity) は、Form 8832 という届出をすることによって、コーポレーションとして課税される企業体、パートナーシップとして取り扱われる企業体 (パススルー) のいずれかを選択することができる。



のチャートで灰色に塗られている子会社はAOIの支店として選択している)、AOI傘下の子会社間の取引は、米国税務上は同一法人内の取引として、消去されることになる。

その結果、中国のサード・パーティからAOIが購入したアップル製品を、AOIがエンドユーザーに直接販売したと認識されることになり、これらの取引から得られる所得は、FBSC所得規則の対象外となる。

2011年から2012年の2年間で、チェック・ザ・ボックス規則の抜け穴を利用することによって、アップル社は、125億ドル(1日当たり約1,700万ドル)の米国の税の支払いを回避している。

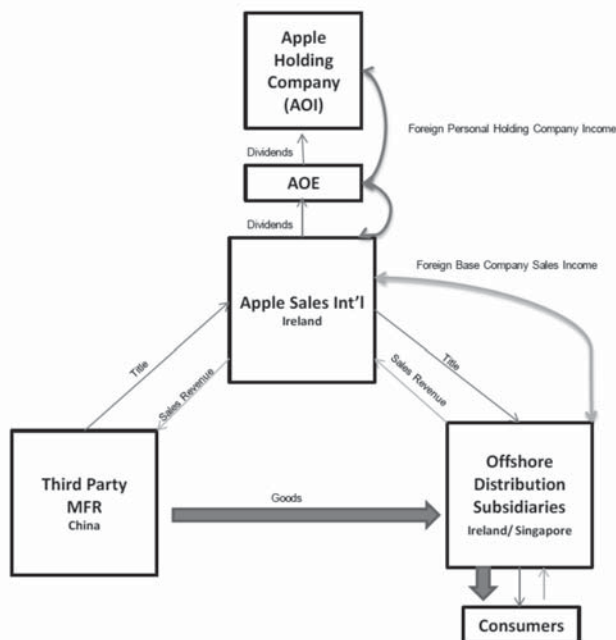


## (2) FPHC 所得課税の回避

チェック・ザ・ボックス規則による選択は、FPHC 所得課税の回避にも有効である。海外子会社が、関連会社から配当、使用料、その他の手数料を受け取ると、その収入は、FPHC 所得とみなされる。2009年から2012年の4年間で、AOIは、傘下の子会社から299億ドルの配当金を受け取っていた。当該受取配当金は、FPHC 所得であるが、チェック・ザ・ボックス規制の選択により、配当金の支払いも、AOI内部の支払いであるとみなされるので、FPHC 所得は存在しなくなる。

チェック・ザ・ボックス規制は、課税を非課税所得に変換するために使用されることを意図して立法されたわけではなかった。しかし、アップル社に限らず、他の米国の多国籍企業によって、このような利用がされている。

### Apple's Offshore Distribution Structure



Source: Prepared by Subcommittee based on interviews with Apple employees.

## 6. 補完的対策

このように、同社は、サブパートF規定による課税を回避するための手法として、主にチェック・ザ・ボックスの規則の選択に依存しているが、補完的に別の例外規定による対策も講じている。これらは、Same Country Exception 及び Manufacturing Exception として知られている。

### (1) Same Country Exception<sup>16</sup>

当該例外規定は、同一国内で関連当事者間が行った支払いを認めるというものである。AOI に支払われた配当金の多くは、アイルランド内で動作しているため、当該例外規定によれば、チェック・ザ・ボックス規則が仮に廃止されたとしても、AOIのAOEとASIからの配当金の支払いは、サブパートF規定の課税を免れることになるだろう。

### (2) Manufacturing Exception<sup>17</sup>

当該例外規定にしたがうと、関連当事者が、商品が変換し、または、製品に実質的な価値を付加して販売している場合には、FBCS所得が構成されない。ASIによる中国のサード・パーティ・メーカーに対する監督業務は、この例外規定に当てはまる可能性がある。

<sup>16</sup> IRC Section 954(d)(1)(A); Reg. § 1.954-3(a)(2).

<sup>17</sup> IRC Section 954(d)(1)(A).

### Ⅲ 公聴会の質問に対するアップル社の反論

日本企業が、望ましいタックス・マネジメントの手法を構築するためには、アップル社が公聴会において主張した、以下の事項は非常に参考になると思われる。

- ①米国の税制は守っている。
- ②米国のビジネスから生じた所得に対しては、米国においてフルな税金を支払っているし、その金額は莫大である（例えば2012年度においては、約60億ドルの納税を米国政府に行っている）。
- ③米国以外のビジネスから生じた所得に対しては節税を行っており、その結果、高付加価値の商品を低価格で消費者に提供することが可能となっているし、アップル社の株価を高く維持している（株主の多くは米国の年金機構である）。
- ④知的レベルの高い研究開発は米国国内で実施しており、多くの関連ビジネスを米国国内で生み出している。その結果、米国国内において約5万人のアップル社従業員を雇用し、約55万人分の雇用を創出している。

### Ⅳ おわりに

本稿では、アップル社の税務戦略について、米国議会上院報告書を参考に、特に「移転価格税制とコスト・シェアリング契約」「タックス・ハイブレン税制とチェック・ザ・ボックス規則」から検討した。

必要以上の租税回避は、スターバックス社のような不買運動にもなり、母国の非租税コストを引き上げることになりかねない。アップル社の税務戦略を詳しく見てみると、税制の網の目を巧妙にくぐり抜けているというより、無体財産の管理の重要性を同社の設立当時から認識しており、その基本方針に基づき、時間をかけて用意周到に準備していることが伺える。また、同社の公聴会における主張にもあるように、いかに節税戦略を行おうとも、同社にておいて最も重要な研究開発は、一貫して米国内で行っており、母国に置いておくものと逃がすものメリハリが上手く調和させていることが注目される。

今後、日本企業が税務戦略を考える際には、企業経営の更なる革新性および節税の機会を失わせないためにも、無体財産管理の重要性と母国において企業が果たすべき役割を考えることは重要である。また、「適法な租税軽減策は競争力強化のための当然の戦略である」<sup>18</sup>と指摘されるように、日本企業も適切なタックス・マネジメントの手法の研究をする必要性をあらためて痛感させられた。

末筆ではあるが、本研究は日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)（課題番号：25380626）の助成を受けた研究成果の一部である。ここに記して感謝したい。

#### 参考文献

江頭幸代・山田有人（2014）「日本企業のタックス・マネジメントの現状と問題点」『産業経理』第73巻第4号。

<sup>18</sup> 仲谷栄一郎（2013）「国際租税 アップルの租税回避策から日本企業が学ぶこと」『エコノミスト』89頁。

- 大石篤史・栗原宏幸・中嶋将良・山田彰宏 (2013) 「アップルの事例で考える無形資産をめぐる国際的税務戦略」  
旬刊経理情報 1356号
- 富岡幸雄 (2013) 「燃え上る世界税金競争の炎—企業と国家・各国間の富の奪い合い」『表現者』第50号。
- 富岡幸雄 (2014) 「グローバル時代の税逃れへの国家連帯による挑戦—無国籍企業と国家主権の限りなき闘い」  
『表現者』第53号。
- 仲谷栄一郎 (2013) 「国際租税 アップルの租税回避策から日本企業が学ぶこと」『エコノミスト』2013.8。
- 本庄資 (2011) 「オフショア事業・投資拠点とオフショア・タックス・ヘイブンとの間に介在する導管国 (a  
conduit country) をめぐる国際課税—実効税率引き下げ競争に利用されるサンドイッチ・スキーム『税大  
ジャーナル』17号。
- 山田有人・江頭幸代 (2013) 「日本企業のタックス・マネジメントに関する一考察—平均実効税率および繰延  
税金採算の状況のマクロ的な分析—」『研究年報』(大原大学院大学) 第7号。
- 渡辺智之 (2005) 『税務戦略入門』東洋経済新報社会。
- US Senate, Test, Morny of Apple Inc. (2013) Before the Permanent Subcommittee on Investigations, May 21, 2013.
- United States Senate Permanent Subcommittee on Investigations (2013), EXHIBITS Hearing On *Offshore Profit  
Shifting and the U.S. Tax Code Part 2 (Apple Inc.)* May 21, 2013.
- Scholes, M. S., M. A. Wolfson, M. Erickson, E. Maydew and T. Shevlin. (2009), "Taxes and Business Strategy—: A  
planning Approach, 4th edition, Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.